

インターネット型  
結婚相手紹介サービス業認証制度  
運用規定

令和7年1月1日

特定非営利活動法人  
日本ライフデザインカウンセラー協会

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 特定非営利活動法人ライフデザインカウンセラー協会（以下「当協会」という。）は、この結婚相手紹介サービス業（インターネット型）認証制度運用規程（以下「運用規程」という。）を、結婚相手紹介サービスを利用する消費者利益の保護と結婚相手紹介サービス産業の健全な発展を目的に策定し結婚相手紹介サービス業事業所認証制度を円滑に運用するために必要な事項を定めるものである。

### (認証の客観性)

第2条 当協会は、適正な契約取引等を行っている「結婚相手紹介サービス（インターネット型）のサービスを認証」（以下、「認証」という。）するものであり、申請に対し明確な基準をもって中立かつ公平な立場で審査・認証を行う。

### (認証の種類)

第3条 当協会が実施する認証の対象は、「結婚を希望する者に対し、インターネットを利用して結婚相手との出会いの機会を提供するサービス」とする。

## 第2章 申請

### (申請受付期間)

第4条 当協会は、認証の申請について、隨時申請を受け付けることとする。

### (申請事業者要件)

第5条 次の要件を満たしている事業者は、認証を申請することができる。

- (ア) 日本国法を遵守する、日本法人、または代表者が運営していること。
- (イ) 事業拠点が日本国内にあること。
- (ウ) 結婚相手紹介サービス業（インターネット型）を1年以上にわたり営んでいること。
- (エ) 提供サービス内容が、独身の消費者が対象であり、その結婚相手を探すことが目的であること。
- (オ) 18歳未満の児童は利用できないサービスとなっていること。
- (カ) 契約者同士のやり取りについて、前項の（エ）（オ）に違反したものでないかの他、結婚以外を目的とした勧誘行為や、その内容に公序良俗に反するもの、ま

た児童を対象とする誘引行為などが含まれていないか常時監視する仕組みを有していること。

- (キ) 前項に該当する契約者がいた場合の対応措置を設けていること。
- (ク) 提供サービスの契約総額が 5 万円を超える、かつ契約期間が 2 ヶ月を超えないこと。
- (ケ) サービスの対価については、月額課金制であり、従量課金制でないこと。
- (コ) インターネット異性紹介事業の事業開始について、事業拠点の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会へ届け出を行っていること。
- (サ) 個人情報保護に関する認証を取得していること。
- (シ) 申請の日前 3 年以内に次に掲げる欠格事由に該当していないこと。
  - ①公序良俗に反する事業を行っている事業者
  - ②反社会的勢力及び団体と関係を有する事業者
  - ③解散又は破産した事業者
  - ④補助、補佐及び後見の宣告を受けている事業者（民事再生法・会社更生法・特別清算適用会社を含む）
  - ⑤「特定商取引に関する法律第四十六条及び四十七条」に基づき指示・停止命令がなされた事業者
  - ⑥その他事業の運営に関わり行政処分・違法行為のあった事業者
- (ス) 事業の代表者、または法人である場合はその役員が以下のいずれにも該当しないこと。
  - ①成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続き開始の決定を受け復権できない者でないこと。
  - ②禁固以上の刑に処せられ、又は出会い系サイト規制法、児童福祉法第 60 条第 1 項若しくは児童買春、児童ポルノに関わる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者でないこと。
  - ③最近 5 年間に出会い系サイト規制法第 14 条（事業の停止等）又は第 15 条第 2 項第 2 号（処分移送通知後の事業の停止）の規定による命令に違反した者でないこと。
  - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）である者又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
  - ⑤未成年者（児童でない未成年者にあっては、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者及び結婚相手紹介サービス業（インターネット型）の相続人でその法定代理人が前記①から⑤のいずれにも該当しないものを除く。）でないこと。

(申請の単位と対象)

第6条 事業所認証を申請しようとする事業者（以下、「申請事業者」という。）は、サービス単位で認証を申請するものとする。

(申請の条件)

第7条 事業者は申請に際し、第38条に定める申請費用を所定の形式で当協会に納入するものとする。

(申請書類)

第8条 申請事業者は、申請の際、次の（ア）～（キ）に定める申請書類を提出するものとする。

- （ア）認証申請書【申請書類（1）】
- （イ）認証申請誓約書【申請書類（2）】
- （ウ）会社概要説明書【申請書類（3）】
- （エ）発行後3ヶ月以内の登記簿謄本（個人事業者の場合は住民票）
- （オ）以下の各事項が記載されたサービスで該当する画面をプリントアウトしたもの。またはURLの一覧等。

※画面は消費者がサービス利用の際に見るものと同様であること。

- ①事業者概要
  - ②提供サービス内容
  - ③料金プラン・費用（オプション料金も含めた全て）
  - ④顧客相談窓口
  - ⑤「独身者のみ入会・利用できること」の表示
  - ⑥「結婚を前提として交際相手を探すサービス」であることの表示
  - ⑦「18歳未満の児童が利用できない旨」の表示
  - ⑧契約内容
  - ⑨契約締結前に表示する最終確認画面
  - ⑩プロフィール入力画面（会員が入力する項目の全て）
  - ⑪プロフィール画面（開示・公開された際の画面）
  - ⑫利用規約
  - ⑬基本的人権擁護に関する表示
- （カ）広告物（会員数、成婚退会者数などのデータを表示する場合は根拠資料を提出）
- （キ）サービスの運用に関するマニュアル等
- （ク）顧客対応マニュアル
- （ケ）個人情報保護方針

(コ) 個人情報保護規定

(サ) 情報セキュリティ規定

※個人情報漏洩の疑い・漏洩の発生に際しての詳細な対応について

(シ) 個人情報保護に関する体制図

(ス) 個人情報管理記録表

(セ) 組織図

(ゾ) 個人情報保護・情報セキュリティ・基本的人権の尊重等に関する教育計画・実施記録または他団体の研修等受講記録

(申請の受理)

第9条 当協会は、提出された申請書類に記載された内容を検討し、その申請を受理できることと決定した場合には、受理通知を申請事業者に通知する。

2. 当協会は、前項に基づく受理通知をもって、本運用規程に基づく審査の実施について、申請事業者と当機構との間に合意が成立したものとみなす。

(申請内容の変更)

第10条 申請事業者は、申請から審査までの間に、上記に定める申請書類に記載した内容に変更がある場合は、変更報告を速やかに書面にて当協会に提出するものとする。

2. 当協会は、前項に基づく変更報告の書面提出を受けた際、その記載内容に問題があると判断した場合は、申請の受理を取り消すことが出来る。

(キック・オフ宣言)

第11条 新規の申請事業者は、第16条の実地審査を開始してから第17条の判定の通知を受けるまで事業所認証申請中であることを表明することができる。

2. 同条前項の事業所は、当協会が定めるキック・オフ期間中、認証基準に適合できるよう業務改善、必要書面の準備等の取組みを行うものとする。

(申請受理の停止と取消)

第12条 当協会は、申請事業者が申請後に第5条に掲げる欠格事由に該当した場合又は、申請内容に虚偽があることが明らかになった場合は、申請受理の停止又は取消しを行う場合がある。

### 第3章 審査

#### (審査)

第13条 当協会は第8条の申請書類を受理したものについて、認証基準への適合性を確認するため、当協会が選任した審査員（以下、「審査員」という。）が書類を審査し、実地による現地審査を行うこととする。

#### (審査員要件)

第14条 審査員は、（別表1）に定められた審査員要件に適合するものとする。

#### (書類審査)

第15条 当協会は、書類審査を新規申請時及び更新申請時（3年）ごとに行うものとする。

2. 申請事業者は、認証制度の基準に適合する文書（マニュアルや手順書等）及び審査に必要な書類（以下、「審査書類」という。）を作成し提出するものとする。なお、すべての書類は読みやすい丁寧な文字で記載されていること。
3. 当協会は、認証基準で要求される事項を、申請事業者が満たしているか否かという観点から審査を実施する。
4. 審査員は、審査書類に不備が見受けられた場合は、申請事業者に連絡し、1ヶ月以内に修正した書面の再提出を求めることができる。
5. 当協会は、申請事業者が前項の求めに応じない場合や期限内の提出がなされない場合、又審査書類に虚偽が認められた場合においては、申請を却下する。この場合、申請費用の返還は行わないものとする。

#### (現地審査)

第16条 当協会は、現地審査を新規申請時及び更新申請時（3年）ごとに行うものとする。

2. 申請事業者及び申請事業所は、現地審査実施の際、審査員へ必要な次の（ア）～（ウ）について、便宜を図らなければならない。
  - （ア）申請事業者の業務関連場所の立入り
  - （イ）申請事業者に対する聞き取り
  - （ウ）事業事業者が提供するサービスの各画面の確認
  - （エ）個人情報を取得・保管する状況の確認
  - （オ）利用状況の24時間365日の監視体制の確認
  - （カ）申請事業者の業務関連文書及び業務関連記録の提示
  - （キ）その他、当協会および審査員が認証基準を満たしているかの確認

3. 当協会は、書類審査後、現地審査を実施する日（以下、「現地審査日」という。）を選定し、事前に申請事業者へ書面にて通知する。
4. 審査員は、認証基準で要求される事項を、申請事業者が満たしているか否かという観点から審査を実施する。
5. 審査員は、現地審査で確認した内容を審査報告書にまとめて申請事業者に提示し、その内容について申請事業者の同意を得なければならない。なお審査員が、現地審査を実施した日に審査報告書をまとめられなかつたときは、2週間以内に審査報告書を申請事業者に通知し、申請事業者から同意を得ることとする。
6. 申請事業者は、同意した審査報告書において不適合を指摘された場合には、各不適合に対する改善処置を、少なくとも現地審査日から1ヶ月以内に書面にて提出するものとする。
7. 審査員は、前項に基づいて提出された改善処置の内容を確認し、その改善処置の計画や経過が不充分であると判断したときは、申請事業者に改善処置の再提出を求めることができる。  
審査員が、改善処置の計画や経過が充分であると判断したときは、改善処置の書面を審査報告書に添付し、当協会の認証判定会（以下、「判定会」という。）に提出する。

## 第4章 認証

### （認証）

第17条 当協会に設置されている判定会は、審査報告書に基づき判定を行う。「認証可」と判定されたものについては第16条第6項に基づく改善処置が妥当であると判断されたものとし、その旨を通知する。「認証不可」と判定されたものについては、その理由を付して通知するものとする。

### （事業所認証付与契約と認証マーク使用契約）

第18条 当協会は、判定会において「認証可」と判定された事業所の申請事業者のサービス認証付与に関する契約及び当協会が保有する商標登録（認証マーク）の使用権の許諾に関する契約を締結するものとする。

2. 当協会は、前項の契約を締結した申請事業者のサービスに対し、認証を付与し、認証番号及び認証書を発行する。
3. 当協会は、認証を付与したサービス（以下、「認証サービス」という。）が、同条1項で締結した契約の範囲内で「認証マーク」を事業活動に使用することを認める。
4. 申請事業者は、認証の付与を受けるに当たり、第40条で定める認証維持費用を所

定の形式で納付しなければならない。

(認証の有効期限)

第 19 条 当協会は、認証の有効期限を認証発効日より 3 年間とする。なお、認証及び認証番号、認証書の所有は当協会に帰属するものとする。

(事業所認証の貸与等の禁止)

第 20 条 認証事サービスを経営する事業者（以下、「認証事業者」という。）は、認証マーク及び認証書を認証サービス以外のサービス、広告等での使用、又は他の事業者及びサービスに貸与又は譲渡してはならない。

2. 当協会は、認証サービス及び認証事業者が前項に違反した場合は、事業所認証の一時停止又は取り消すことがある。

(認証事業所の公表)

第 21 条 当協会は、認証事業者の基本情報（事業所名や住所等）を、当協会の媒体（ホームページ等）により公表する。

(申請内容の変更)

第 22 条 認証事業者は、第 8 条に定める申請書類に変更があったときは、変更の報告を速やかに書面にて当協会へ提出するものとする。

2. 当協会は、提出された変更に関する内容等を確認し、変更報告の書面の受理ないしは不受理を通知するものとする。なお、不受理の場合はその理由を付して通知するものとする。

但し、経営者の変更等事業所運営に関わる重要事項に変更がある場合は、第 28 条の調査を行う場合がある。

(認証書の再発行)

第 23 条 当協会は、前条の変更の報告書面の提出を認証事業者から受け且つ認証書の再発行を求められたときは、その書面に記載された内容に問題がないことを判断した上で、再発行をする。なお、再発行に際しては（別表 2）に定める費用を納めるものとする。

(認証事業者からの報告)

第 24 条 認証事業者は、認証の有効期限内に契約内容等の変更を行ったときは、速やかに書面にて報告をしなければならない。

## 第5章 認証の維持

### (サーベイランス)

第25条 当協会は、認証事業所のサーベイランス（中間審査）を認証取得の日を起点として2年以内に1回、原則書類にて行うこととする。又その結果は判定会に報告する。なお判定会にて必要と判断された場合は、臨時調査又は審査を行う。

2. 認証事業者は、当協会から求められた書類を、所定の期日内に提出するものとする。

### (サーベイランスでの確認事項)

第26条 当協会は、サーベイランスにおいて、次の（ア）、（イ）の事項について確認を行うこととする。

- （ア）認証基準の遵守状況
- （イ）前回審査時の指摘箇所における改善処置の計画への対応状況

### (認証の更新)

第27条 認証事業所は、認証の更新に際して第19条に定める有効期限前までに、更新審査を受けることとする。

2. 当協会は、認証事業所の認証の更新に当たって書類審査及び現地審査を行うものとする。
3. 認証事業者は、認証の更新を希望する意思が無い場合は、有効期限の6ヶ月前までに、当協会に書面にて申し出ることとする。
4. 当協会は、同条3項の申出がない場合は、更新審査を実施する日（以下、「更新審査日」という。）の決定を行い、少なくとも更新審査予定日の3ヶ月前までに、書面にて通知するものとする。
5. 認証事業者は、審査に必要な（別表2）に定める書面の最新版を提出するものとする。
6. 認証事業者は、更新に当たり、第41条で定める審査費用を所定の形式で納付しなければならない。

## 第6章 改善措置及び認証の停止・取消し

### (調査)

第28条 当協会は、認証制度の適正な運用のため、必要と判断した場合には、申請事業者及び認証事業者に対し運用状況について報告を求めることがある。

2. 当協会は、前項の報告を受け、特に必要があると認められた場合には、申請事業者及び認証事業者に対し現地調査の受け入れを求めることができる。
3. 申請事業者及び認証事業者は、当協会から前項の規定による求めがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

### (要請又は勧告)

第29条 当協会は、前条の調査結果に基づき、認証制度の適正な運用のために必要が認められるときは、申請事業者及び認証事業者に対し、改善その他必要な措置を要請又は勧告を行うことがある。

### (認証の返上)

第30条 認証事業者が、認証の返上を申し出るときは、書面にて当協会に提出するものとする。

2. 当協会は、前項に基づく申し出を受けたときは、その旨を当協会の媒体（ホームページ等）を通じて公表する。

### (認証の失効)

第31条 認証事業者は、認証の有効期間中に次の（ア）～（ウ）に定める事項が生じた場合には認証を失効する。

- （ア）所定の期間内に認証に関する費用を納めなかった認証事業者
- （イ）解散又は破産申立をした認証事業者
- （ウ）補助、保佐及び後見の宣告を受けている認証事業者（民事再生法・会社更生法・特別清算適用会社を含む）

### (認証の停止)

第32条 当協会は、認証事業者が次の（ア）～（エ）のいずれかに該当する場合は、認証事業所の認証を停止するができる。

- （ア）認証サービス及び申請事業者に著しい認証基準違反があると認められる場合
- （イ）認証サービス及び申請事業者が、勧告又は要請に従わないとき
- （ウ）顧客・事業者間の解決処理において、仲裁または裁判の手続がとられた場合で、その結果により、認証機関が認証の停止の必要があると判断したとき

(エ) その他、認証制度の信頼を損ねた場合等、認証機関が認証の停止が相当と判断したとき

※ 認証の停止措置をとった場合は、その旨を認証機関のホームページ等を通じて公表する。また、認証機関は、認証の停止措置の事由が改善されたと判断した場合、認証の停止措置を解除することができる。

※ 認証の停止措置をとられたサービス及び事業者は、認証機関の措置に基づき、認証マークや認証書の返上などに応じなければならない。

#### (認証の取消し)

第 33 条 当協会は、認証事業者が次の（ア）～（エ）のいずれかに該当する場合は、認証事業所の認証を取り消すことができる。

（ア）本制度で定める遵守すべき事項において、重大な違反行為が認められた場合

（イ）第 8 条に定める申請書類の記載内容に虚偽があることが明らかになった場合

（ウ）正当な理由なく第 28 条の調査に応じない場合又は虚偽の報告をした場合

（エ）正当な理由なく第 29 条の要請又は勧告に従わず、必要な措置を取らない場合

（オ）その他、認証制度の信頼性に重大な影響を与える等、当協会が取消しが相当と判断した場合

2. 前項の規定による取消しがあった場合は、当協会が認証事業所に対して付与した認証は当該取消しの日から効力を失うこととする。

3. 当協会は、前項の規定による取消しがあった場合は、その理由を付して当協会の媒体（ホームページ等）を通じて公表する。

#### (事業所認証の返還)

第 34 条 事業所認証の有効期間が満了した事業所、有効期間満了後認証の更新が認められない事業所、有効期間内に認証を辞退・喪失・返上した事業所は、認証を当協会に返還するものとする。

#### (異議の申し立て)

第 35 条 事業者は、当協会の措置に対し異議がある場合には、1ヶ月以内に当協会に設置された「異議申立委員会」に申し立てができる。

（ア）書類審査内容

（イ）現地審査内容

（ウ）臨時調査・審査内容

（エ）認証判定会判定内容

（オ）認証の停止

（カ）認証の取消し

2. 事業者は、前項の申し立てを行うときは、書面にて同意できない旨を記載し、又その項目と理由を当協会に申し出るものとする。
3. 異議申立委員会は、事業者から前項の申し立てがあった場合は、異議申立委員会にて内容の検討を行う。正当な理由があると判断した場合は、審査員へは修正又は追加、認証判定会へは再審査を求めることができる。
4. 申し立て期間中の認証の効力は、申し立て結果が出るまで一時停止とする。

(事業所の登録抹消)

第 36 条 当協会は、有効期間満了後事業所認証を更新しない事業所、有効期間内に事業所認証を返還した事業所、及び認証の取消し、認証の喪失により効力を失った事業所については、「認証事業所登録リスト」から抹消する。

## 第 7 章 機密保持及び個人情報保護

(機密保持)

第 37 条 当協会は、審査業務を行う上で知り得た申請事業者及び認証事業者に該当する事業所及び事業者の情報の機密を保持し、書面による事業者の同意なしに、第三者に開示してはならない。但し、次の（ア）～（エ）については、この限りではない。

- （ア）法令に基づく場合
- （イ）情報を得る以前に、既に公知であった情報
- （ウ）当協会とは別の第三者により、正当に開示された情報
- （エ）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令で定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合で、且つ本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのあるとき

(個人情報保護)

第 38 条 当協会は、審査業務を行う上で申請事業者及び認証事業者に該当する事業所及び事業者から入手した個人情報を、個人情報保護法に基づき次の（ア）～（ウ）のように保護する。

- （ア）個人情報の利用目的を、審査活動及び認証維持活動に関わる管理とする。
- （イ）個人情報を第三者に提供しない。第三者への提供が必要な場合には、あらかじめ該当事業所の同意を得るものとする。
- （ウ）申請事業者及び認証事業者に該当する事業所及び事業者自身からの個人情報の開示・訂正・削除の請求がある場合には、書面にて確認をした上で適切に対応するものとする。

## 第8章 費用

### (申請費用)

第 39 条 申請事業所は申請に際して、(別表 2) に定める費用を一括納入するものとする。

### (審査費用)

第 40 条 申請事業所は審査に際して、(別表 2) に定める費用を一括納入するものとする。

### (認証費用)

第 41 条 認証事業所は、(別表 2) に定める費用を納入するものとする。

### (更新費用)

第 42 条 認証事業所は、(別表 2) に定める費用を一括納入するものとする。

### (費用の返還)

第 43 条 申請事業所及び認証事業所は、支払った費用について、返還を求めないことを了承する。

## 第9章 本規程の改定

### (本規程の改訂)

第 44 条 当協会は、本規程を改訂したときは、申請事業者及び認証事業者に該当する事業所及びその事業者に通知するものとする。また、当協会の媒体（ホームページ等）を通じて公表する。

### (その他の事項)

第 45 条 本規程に記載されていない疑義が生じた場合については、当協会理事会または判定会において適宜検討するものとする。

## 附則

本規程は、令和 7 年 11 月 1 日より施行する。

## 【別表1】

### 審査員要件

審査員は、以下に示す要件の全てを満していること

#### (1) I類審査員（現地審査員）

##### <要件>

- ・結婚相手紹介サービス業（インターネット型）の運営業務等に3年以上の経験を有していること、または、その業務を遂行する能力があると思われる者で理事の推薦を得た者。（例、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント等）
- ・当協会によって行われる「結婚相手紹介サービス業（インターネット型）審査員研修」を受けていること
- ・当協会によって行われる審査員勉強会等に定期的に参加できること
- ・審査日程を優先的に受け入れ、審査を行なうことができること
- ・当協会と審査員契約を締結した者
- ・審査員の倫理規程に同意し、それを確実に履行できること及び当機構の指示を履行できること

※過去及び現在に正社員または契約社員等で勤務した、あるいは勤務している企業及び事業所の審査を行なうことはできない。また、経営に関与している場合や親族関係がある等の特定の利害関係が存在する場合は審査を行なうことはできない。

## 【別表2】

### 1. 認証関係諸費用

項目	費用
申請費用	55,000円
審査費用	550,000円
認証費用（3年分・月額）	8,800円（※）

※消費税込表示。すべて1サービスあたりの費用。

※3年分一括納付の場合は月額当り7,700円とする。

### 2. 更新費用

項目	費用
申請費用	55,000円
審査費用	550,000円
認証費用（3年分・月額）	8,800円（※）

※消費税込表示。すべて 1 サービスあたりの費用。

※3 年分一括納付の場合は月額当り 7,700 円とする。

3. 認証書を紛失等の事由で、再発行を希望する場合は下記の費用とする。

項目	費用
認証書再発行費	11,000 円

※消費税込表示。